

# 東日本大震災（第139報）概要版

國土交通省  
令和7年3月1日  
17時00分現在

## 1. 国土交通省の主な対応

- 平成23年3月11日14:46 非常体制、15:15 国土交通省緊急災害対策本部設置
- 平成23年3月11日15:45に第1回緊急対策本部会議を開催以来、平成24年3月8日までに50回開催
- 国土交通省職員の派遣（のべ25,755人）  
うち緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣（のべ18,115人）
- 災害対策機材（照明車、排水ポンプ車、衛星通信車、対策本部車等）の派遣（のべ49,635台）
- 海上保安庁の対応勢力（のべ巡視船艇等110,462隻、航空機48,587機、特殊救難隊等2,562名）
- 応急仮設住宅53,194戸完成 ※福島県の完成戸数は移築によって完成した戸数を含まない。
- 復興整備計画策定等の技術支援や復興まちづくりの支援のため、都市再生機構による現地支援体制を確保（令和7年3月1日76名）

## 2. 所管施設等の被害

- 道路 被災による通行止めなし
- 鉄道 運転休止路線なし
- 空港 仙台空港含め、被災地周辺の13空港全て利用可能
- 港湾 被災港湾の公共岸壁（水深4.5m以深）373バース全て利用可能
- バス 1事業者で一部運休中
- 海事 全航路通常運航中
- 河川 北上川、阿武隈川、利根川等の直轄河川で堤防崩壊等2,115箇所の被害発生
- 海岸 岩手県、宮城県、福島県3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊  
津波により561km<sup>2</sup>が浸水被害（航空写真及び衛星画像判読済み分）
- 砂防 土砂災害141件ほか土砂崩壊多数発生
- 水道（断水）
  - ・津波により家屋等が流出した地域（3県3.4万戸）を除き、断水被害は平成23年9月30日までに全て復旧した。津波により家屋等が流出した地域については、復興にあわせて復旧・整備を進めている。

### 【内訳（令和7年3月1日現在）】

岩手県	《17,608戸（家屋等流出地域のみ）》大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市
宮城県	《16,391戸（家屋等流出地域のみ）》仙台市、気仙沼市、女川町、石巻広域水道（石巻市、東松島市）、南三陸町
福島県	《500戸（家屋等流出地域のみ）》南相馬市 ※双葉地方水道企業団を構成する5町のうち、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域は、除染作業の進捗にあわせ、被害調査等を実施している。

- 下水道 1,010kmの管路施設と126カ所の下水処理場が被災